

農地災害（激甚）における市単独土地改良補助の事務手続きについて

●補助金の交付要件

対象事業 災害復旧事業

採択基準 次の条件をすべて満たすこと
○農地・農業用施設であること
○激甚災害（見込）による被災であること
○改良の類ではないこと

補助金 補助率は事業費の75%以内（千円未満切り捨て）

	補助率	補助金の上限額
災害復旧事業	75%	30万円

●事務の流れ及び留意いただきたいこと

1. 補助金の申請

次の書類を提出してください。

1. 南砺市単独土地改良事業補助金等交付申請書
2. 位置図
3. 現況写真
4. 見積書（1社から徴収してください）

※補助金振込先口座が南砺市役所に登録されていない場合、変更する場合

5. 債権者登録依頼書
6. 登録する金融機関の通帳のコピー
（金融機関の店舗名、口座番号、口座名義人が記載されている部分のみ）

2. 補助金の交付決定

申請内容が適切であるか確認し、適切であれば交付決定通知書を発行します。
事業の必要性・緊急性を鑑み、交付決定前の事前着手は承認します。

3. 事業の内容（金額）を変更（中止）したい場合

次の書類を提出してください。

1. 南砺市単独土地改良事業補助金等（変更・廃止）承認申請書
2. 見積書または請求書

申請内容が適切であるか確認し、適切であれば変更（廃止）交付決定通知書を発行します。

4. 実績報告

事業が完了したら次の書類を提出してください。

※「事業の完了」とは、工事等が完成し、請負代金等、「事業に関する全ての支出が完了」したことを指します。

1. 南砺市単独土地改良事業実績報告書
2. 工事費等請求書（コピー）
3. 工事費等領収書（コピー）
4. 完成写真（着手前・施行中・完成後の写真）
5. 補助金請求書

5. 補助金の確定

市は実績報告書をもとに調査し、事業が適切に実施されたことを確認した後、補助金確定通知書を発行します。

6. 補助金の支払い

補助金額が確定した後、補助金を指定口座に振込みます。

担当 南砺市役所森林・農地整備課 農林整備係
電話 0763-23-2017